Ⅵ．引当外退職給付増加見積額		42,839
Ⅶ．機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	102	
政府出資の機会費用	23,804	23,906
Ⅷ．国立大学法人等業務実施コスト		14,801,318

㈱金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

注記事項

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成28年４月21日最終改訂）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、「退職一時金」については費用進行基準を、また、「機能強化経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準、「運営費交付金を財源とする本学のプロジェクト事業等」の一部については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該研究期間を耐用年数としている。

建　　物　２～50年
構　築　物　２～15年
工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員について、当該職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しており、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものも含まれている。

４．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

５．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。

上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用している。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

医　薬　品：最終仕入原価法
診療材料：最終仕入原価法（一部移動平均法による低価法）
貯　蔵　品：最終仕入原価法

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算している。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。